

岩手県薬局機能情報提供制度実施要領

1 目的

この要領は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 8 条の 2 の規定に基づき、医療を受ける県民等が薬局を適切に選択するために必要な情報（以下「薬局機能情報」という。）を公表する際の実施方法を定め、薬局機能情報の適切な運用を図り、県民等による薬局の適切な選択を支援することを目的とする。

2 情報の取扱い

薬局開設者は、薬局機能情報を知事に対して報告し、知事は、原則、報告を受けた薬局機能情報をそのまま公表するものとする。

薬局開設者は、薬局機能情報について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、当該薬局において薬剤師等は、県民等からの相談等に適切に応じるよう努めることとする。

また、薬局開設者は、既に知事に対して報告を行った薬局機能情報について誤りがあることに気がついた場合、知事に対し速やかにその訂正を申し出ることとし、知事は速やかに所要の是正措置を行うものとする。

3 報告事項

報告事項は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）別表第 1 に掲げる事項および岩手県保健医療計画に関する事項とする。

4 薬局機能情報の報告時期

(1) 定期報告

薬局開設者は、毎年 12 月 31 日時点における薬局機能情報を、翌年 2 月末日までに報告する。

(2) 新規開設許可の報告

新たに開設許可を受けた薬局開設者は、開設許可後、速やかに当該薬局の薬局機能情報を報告する。

(3) 変更の報告

薬局開設者は、法施行規則別表第 1 に掲げる事項のうち、第 1 の項第 1 号に掲げる基本情報及び第 1 の項第 3 号に掲げる薬局サービス等のうち薬剤師不在時間の有無（以下「基本情報等」という。）について変更（誤記等の修正を含む）があった場合には、速やかに変更内容を報告する。また、基本情報等以外の事項について変更があった場合については、定期報告時に報告を行うほか、利用者の利便性に配慮し、可能な限り速やかに変更の報告を行うよう努めるものとする。

5 報告の方法

薬局開設者は、原則、医療機関等情報支援システム（以下「G-M I S」という。）を用いて報告する。G-M I S による報告が困難な場合、定期及び新規許可の報告にあつては、薬局機能情報報告書（様式 1）及び調査票（薬局）により、変更の報告にあつては、薬局機能情報変更報告書（様式 2）及び調査票（薬局）により薬局を所管する保健所長へ報告する。

6 薬局機能情報の確認

- (1) 知事は、薬局から報告された薬局機能情報の内容について、確認が必要と認める場合には、薬局の開設者及び関係官公署に対し、当該薬局に関する必要な情報の提供を求めることができる。
- (2) 知事は、薬局が報告を行わない場合や誤った報告を行ったと認める場合には、当該薬局の開設者に対し、適切な報告を行うよう指導することができる。
- (3) 知事は、薬局が前項の指導に従わない場合や故意に虚偽の報告を行うなど悪質であると認められる場合は、法第72条の3に基づき、薬局の開設者に対し、期間を定めて、報告又は報告内容の是正を行わせることを命ずることができる。
- (4) 知事は、報告された薬局機能情報の全部又は一部について、照会・確認等を行ったにもかかわらず、適切な応答がなされず確認ができない場合又は、是正命令を行ってから是正がなされるまでの期間においては、真偽が未確認である当該情報について公表を一時的に停止することができる。

7 報告事項の公表

県は、薬局から報告された薬局機能情報について、全国統一的な検索・情報提供システム（医療情報ネット）で公表するものとする。

8 薬局による情報提供

県は、薬局による情報提供に関して、薬局開設者に対して、次に掲げる事項について、適切な指導・助言等を行い、本制度の円滑な運営に努めることとする。

- (1) 薬局開設者は、薬局機能情報について知事へ報告するとともに、当該薬局において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて、電磁的方法（電子メール、インターネット、パソコン等のモニター画面での表示、CD-R等の交付）による情報の提供を行うことができる。
- (2) 薬局開設者は、住民・患者等からの当該薬局の薬局機能情報に関する相談・照会等について、適切に対応するよう努めるとともに、当該薬局以外の薬局に対する相談・照会等があった場合においても、適切な対応に努めることとする。

附 則

この要領は、平成20年3月7日から施行する。

この要領は、平成26年11月25日から施行する。

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

この要領は、令和6年1月5日から施行する。

ただし、7の報告事項の公表については令和6年4月1日からとする。

様式1

薬局機能情報報告書

許可番号及び年月日	第 号 年 月 日
薬局の名称	
薬局の所在地	
報告事項	
備考	

上記により、薬局機能情報を報告します。

年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

岩手県 保健所長 様

薬局機能情報変更報告書

許可番号及び年月日		第 号 年 月 日	
薬局の名称			
薬局の所在地			
変更内容	事項	変更前	変更後
備考			

上記により、薬局機能情報の変更を報告します。

年 月 日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

岩手県 保健所長 様